



# 第1回及び第2回グリーンリストに関するWGにおける 主なご指摘とその対応について

2024年3月19日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

# 目次

## 全般的な事項

【NO.1】 小分類の整理（平仄、プロジェクトの該当性）	p.4
【NO.2】 環境改善効果に関する指標	p.5
【NO.3】 国内の長期的な目標との整合	p.6
【NO.4】 参照すべき基準、ガイドライン等	p.7
【NO.5】 ネガティブな効果の記載方針	p.8
【NO.6】 部品製造等の産業におけるプロジェクトへの留意	p.10
【NO.7】 改訂内容の適用時期	p.11
【NO.8】 グリーンリストの活用に向けて	p.12

## 各分類に関する事項

【NO.9】 循環経済の実現に関連する大分類	p.14
【NO.10】 生物多様性等の大分類	p.15
【NO.11】 GHG削減に資する技術や製品の研究開発・実証	p.16
その他、小分類に関する具体的な追記・修正について	p.17

※各大分類に関する改訂内容については資料4に記載している。

---

## 全般的な事項

---

# 【No. 1】小分類の整理（平仄、プロジェクトの該当性）

## WGにおける意見

### ポイント：

- プロジェクトがどの小分類に該当するかわかりづらいケースがある。一方、グリーンプロジェクトは必ずしも単一の分類に該当する必要はないのではないか。
- 大分類と小分類の平仄、小分類同士の粒度の整合を図るべき。

### 頂いたご意見の詳細：

- ✓ 河川や水害に関する事業がどの分類に該当するかがわかりにくい。
- ✓ グリーンインフラの観点で治水対策の資金需要があるが、河川に関するプロジェクトがどの大分類・小分類に当てはまるかはわかりにくい。
- ✓ 事業は、必ず単一の分類に該当する必要はなく、一つの事業が複数の分類に該当することがあってよい。
- ✓ 大分類と小分類で平仄が合わない部分は修正する必要がある。

## 対応の方向性

- ✓ プロジェクトは複数の大分類・小分類に該当することがあるという前提の下、どの分類に該当するかの判断がしやすくなるよう、必要に応じ、小分類の記載において環境目的に関連するキーワードを記載する。
- ✓ また、大分類に記載があつて小分類に記載がないものについては、整理の上、必要に応じて記載する。

## 【No. 2】 環境改善効果に関する指標

### WGにおける意見

#### ポイント：

- 絶対量や原単位等が混在している。
- 絶対量よりも原単位等で比較した方が環境改善効果がわかりやすい場合もある。
- 重要な指標を抜粋して整理するとよい。

#### 頂いたご意見の詳細：

- ✓ 絶対量よりも原単位で比較したほうが、環境改善効果が分かりやすい例もあるため、絶対量での算出がベストだというミスリードにならない書きぶりにしたほうがよい。（例：工場の統合による省エネ）
- ✓ 既往研究・文献、国連機関のレポート等にある重要な指標を抜粋して整理できるとよい。

### 対応の方向性

- ✓ 「付属書1 明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針（以降、「付属書1前文」という。）」に記載があるとおり、別表における指標はあくまで活用しうるものを例示したものであるため、競争性配慮等の観点から絶対量と原単位が混在していることは許容する。
- ✓ その上で、絶対量を基本として既存の記載を整理しつつ、評価（比較）の際には原単位が適切な場合もあるため、個別事例に応じて判断するものとする旨を付属書1別表に注記として記載する。
- ✓ 指標の拡充に当たっては、国内の各種計画・戦略や、ICMAのレポート・ハンドブック等の国外の文献についてレビューを行い、これを踏まえて改訂を行う。

## 【No. 3】国内の長期的な目標との整合

### WGにおける意見

#### ポイント：

- **長期的な目標との整合性を確保することが必要。**

#### 頂いたご意見の詳細：

- ✓ プロジェクトの目標と長期的な目標の整合性の確保が重要。ただし、これをグリーンリストにおいてどこまで求めるか。
- ✓ 国内の各種計画・戦略における方向性を踏まえて、対象とすべきプロジェクトをグリーンリストに落とし込んでいくとよい。  
(例：国土形成計画 や国土強靱化基本計画など。道路はボリュームゾーンだが、グリーンリストには入っていない)
- ✓ グリーン性の判断に関して、付属書 1 のグリーンプロジェクトの判断指針における判断の観点に記載があるように、長期的な目標に紐づけることの重要性に加えて、パリ協定の目標等における事業による効果の位置づけや、科学的根拠に基づく環境改善効果を示すことがグリーン性の判断において重要になる旨を記載してはどうか。

### 対応の方向性

- ✓ 改訂に当たっては、長期的な目標に基づき策定された政府の各種計画・戦略を踏まえて、追記・修正を行う。例えば、2023年度においては、生物多様性国家戦略2023-2030と整合性を図る形で生物多様性に関する大分類 5 の整理を実施したところ。

## 【No. 4】 参照すべき基準、ガイドライン等

### WGにおける意見

#### ポイント：

- 参照すべき既存の基準や原則、国際的なガイドライン、法令等がグリーンリストで示されると良い。

#### 頂いたご意見の詳細：

- ✓ 参照すべき既存の基準や原則がグリーンリスト内で示されるとよい。（例：生物多様性国家戦略）
- ✓ EUタクソノミーの大半は自身では基準値を設定しておらず、既存のEU法を参照していることから、本WGの基本的な方向性としても、定量的な指標の作成をするのは非常に難易度が高いと考える。
- ✓ ブルーファイナンスに関して、具体的な資金使途の例示があるとよい。また、その例示方法について、国際的なガイドラインにおける記載状況を示す、ICMAのように資金使途の中でブルーに該当しうるものを整理するなどがよいのではないかと。
- ✓ 海外と日本におけるグリーン性の考え方の違いや海外の基準との互換性が整理されているとよい。
- ✓ 実務者が、重視すべき指標を容易に判断できるよう、参照先の記載があると良い。その際、タクソノミーのような数字基準ではなく、どのような戦略や政令に対応するものかがわかるとよい。
- ✓ 大分類や小分類ごとに、分野・規模に応じて環境影響評価法との関連状況を記載するとよい。
- ✓ ネガティブな効果について各分類に共通する総論的な留意事項を示した表について、環境影響評価法でのカバー状況の確認やインパクトが見込める領域についての対話に活用できる形になるとよい。
- ✓ 環境影響評価制度で確認できない項目こそ、どのように対処すべきか示すことが重要
- ✓ 環境改善効果の算定方法や前提条件を示すことの重要性について原則・ガイドラインから引用する形で記載してはどうか。

### 対応の方向性

- ✓ 環境改善効果の算定方法や前提条件を示すことの重要性について原則・ガイドラインから引用する形で記載する。
- ✓ ブルーファイナンス関連のガイドラインに限らず、IFC等の国際的なガイドラインや国内の指針・計画や補助金の基準等が参考になると考えられることから、整理を行った上で、来年度以降グリーンリストへの反映について検討する。

## 【No. 5】ネガティブな効果の記載方針

WGにおける意見 ※頂いた意見の詳細は次ページ

### ポイント：

- 総論的な留意事項を記載し、それを補完する形で事業ごとに留意すべき事項を記載する方針で異論はない。
- ライフサイクル全体の評価の必要性については、グリーンプロジェクトの対象となる事業分野が今後広がることを踏まえ、グリーンリストの前文に記載されているグリーンプロジェクトの判断の観点に記載するとよい。
- プロジェクト実施に伴いトレードオフやコベネフィットが生じる可能性があり、総論的な留意事項として記載すると良い。
- 社会的な側面へのネガティブな効果についても留意が必要。
- 総論的な留意事項に環境影響評価制度の環境要素等の項目を記載することについて、当該制度は大規模事業（例：空港や発電所、土地開発など）を対象とした制度であるため、グリーンリストの資金使途の対象となりうる事業のネガティブな効果の考え方として適切かは慎重に検討が必要。

### 対応の方向性

- ✓ ネガティブな効果を特定・緩和・管理する際の総論的な考え方及び参照しうる指針や制度について、付属書1前文に追記を行う。
- ✓ 社会的な面のネガティブな効果を考慮する必要があることを考慮し、参考となるOECDの「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」及びそれを参考に環境省が策定した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」を記載する。
- ✓ 環境影響評価制度についてはネガティブな効果の検討にそのまま適用されうるものではないことに留意し、網羅的に環境要素等への影響を確認する手法として考え方が参考になる旨を付属書1前文に記載する。
- ✓ ネガティブな効果については、ライフサイクル全体を考慮する必要がある旨を付属書1前文及び別表注記に記載した上で、特に留意すべきと指摘のあった大分類・小分類には別途ネガティブな環境効果の欄に留意事項として記載する。
- ✓ グリーンプロジェクトがもたらす他の環境目的等への相乗効果についても付属書1前文に記載する。

# (参考) 【No. 5】 ネガティブな効果の記載方針

## 頂いたご意見の詳細：

### (全体方針について)

- ✓ ネガティブな効果を大分類ごとに細かく議論すると際限がない。グリーンリストの大分類に依らず、横断的に留意すべき事項の検討やネガティブな影響を生み出さない取組についても検討すべき。
- ✓ 「ネガティブな効果の例」の改訂について、総論的な留意事項を記載し、それを補完する形で事業ごとに留意すべき事項を記載するという方針に異論はない。
- ✓ ネガティブな効果に関する総論的な留意事項を本文に書くと埋もれてしまう可能性があるため、記載箇所については検討したほうがよい。
- ✓ 資金調達者が最低限把握する必要のある項目（投資先において想定されるリスクを把握できる程度の項目）を列挙すれば良い。
- ✓ 投資家が着目すべきインパクトが何かわかりやすいことが必要。
- ✓ インパクト投資では、ポジティブな効果に加えて、ネガティブな効果についても定量評価やマネジメント・ガバナンス体制の構築が求められていることを踏まえて、ネガティブな効果について馴染みのない投資家にも分かりやすいように、分野ごとの主なネガティブな効果が一目で伝わるリストにするとよい。
- ✓ 外部評価機関と対峙する発行体企業の財務部門の方が理解しやすいように、個別の法律や実際の事例等を引いて、ある程度具体的に記載したほうがよい。

### (環境影響評価制度について)

- ✓ 総論的な留意事項に環境影響評価制度の項目を記載することの適切性について、当該制度は大規模事業（例：空港や発電所、土地開発など）を対象とした制度であるため、グリーンリストの資金使途の対象となりうる事業のネガティブな効果の考え方として適切かは慎重に検討が必要。また、環境影響評価制度を一つの参考情報としながら、既存事例についてもボトムアップに調査し、両面から検討すると良い。
- ✓ 各分類に共通する総論的な留意事項を示した表における「環境要素」や「事業段階」という言葉は、建設事業を想定しているような書きぶりのため修正が必要。
- ✓ 環境影響評価制度では、事業規模や特性、場所に依りて必要な項目を選択して確認することを踏まえて、グリーンリストでもネガティブな効果に関する留意事項について必要な項目を適宜事業者が選択して確認する必要がある旨を記載するとよい。

### (社会的側面への留意について)

- ✓ ネガティブな効果について考える際、評価機関では環境面だけでなく社会面についても確認していることを踏まえて、労働環境、サプライチェーン全体における責任ある調達、人権問題なども考慮した方がよい。また、社会面への影響について、世界銀行やIFCが定める環境マネジメントシステムに関するポリシーなども参照するとよい。
- ✓ 社会的なインパクトに関連しない環境問題は関心が持たれにくい側面があることに留意し、社会的インパクトについて何らかのケアが必要であることを付記するとよい。
- ✓ 最近ではライフサイクルCO2や製品・素材の循環の状況を開示することが強く求められているため、調達や廃棄段階において問題になりうる事象がないかを議論するきっかけとして、グリーンリストを活用できるとよい。
- ✓ 環境デューデリジェンスについて記載する場合、環境影響評価が環境デューデリジェンスの手法の一つであることや、調達や廃棄等の各段階で取りうる手法が異なる中、事業ごとに悉皆的に確認することが難しい資金調達者もいることを考慮し、記載のバランスを意識するとよい。

### (ライフサイクル全体への評価の必要性について)

- ✓ 現在のグリーンリストでは、ライフサイクル全体の評価の必要性については一部の分類に注釈として記載されているだけであるが、グリーンプロジェクトの対象となる事業分野が今後広がることを踏まえると、グリーンリストの前文に記載されているグリーンプロジェクトの判断の観点に記載するとよい。
- ✓ 生物多様性に関するネガティブな効果については、現時点で明らかになっている悪影響について考慮すべき旨を記載することで、全ての事業に共通する事項として記載できる。他方で、事業を行う中で明らかになる影響についてもカバーできるような項目も記載するとよい。

### (トレードオフやコベネフィットについて)

- ✓ 温暖化対策と生物多様性の保全等、異なる環境目的間でのトレードオフを考慮することが必要。
- ✓ トレードオフが生じる場合（例：温暖化対策と生物多様性の保全）はどのような取組をすれば環境にプラスになるのかといった視点で検討することが重要。
- ✓ ネガティブな環境効果だけでなくコベネフィットがあるケースも考えられる。（例：小分類2-1 ZEH）
- ✓ プロジェクト単位ではなく、様々な取組の波及効果、取組を推進する政策やガバナンスとの関係性についても言及できないか。
- ✓ トレードオフ/シナジーを個別の事業ごとに特定することは不可能であるため、総論的な留意事項としてトレードオフやシナジーに関する留意事項を記載するとよい。

## 【No. 6】 部品製造等の産業におけるプロジェクトへの留意

### WGにおける意見

#### ポイント：

- ・ サプライチェーンで重要な役割を担っているもののグリーン性を評価しづらいプロジェクトがあり、配慮が必要。

#### 頂いたご意見の詳細：

- ✓ 部品の様にサプライチェーンの中で重要な役割を担っているがグリーン性を評価しにくいプロジェクトに配慮が必要ではないか。  
(例：風力発電機のベアリング)

### 対応の方向性

#### 部品製造等の産業におけるプロジェクトへの留意について

- ✓ サプライチェーンの中で重要な役割を担っている部品製造等の企業の資金調達事例については、環境省が今年度より検討を始めた、企業や自治体のグリーンボンド、グリーンローン等による資金調達に関する事例集の中で取り上げることが今後検討していく。
- ✓ 環境改善効果の算定において、算定方法や前提条件を示すことの重要性についてもガイドライン本体から引用する形で付属書1前文に記載する。

## 【No. 7】改訂内容の適用時期

### WGにおける意見

#### ポイント：

- ・ **グリーンリストの改訂が既往のグリーンボンド・グリーンローンに影響を与えない旨を周知すべき。**

#### 頂いたご意見の詳細：

- ✓ 小分類から記載を削除したり移動したりする際は、発行体が既存のグリーンリストに基づいて債券を発行していることを考慮し、市場への影響がない旨を市場関係者に対して周知したほうがよい。

### 対応の方向性

#### 改訂内容の適用時期について

- ✓ グリーンリストの改訂版の公表時に、改訂内容が既存の資金調達事例に遡及して適用されるものでない旨を注記する。

## 【No. 8】グリーンリストの活用に向けて

### WGにおける意見

#### ポイント：

- ・ **グリーンリストの認知拡大・更なる活用を推進してはどうか。**

#### 頂いたご意見の詳細：

- ✓ グリーンリストが改訂されることで投資家側においても参考になる可能性があることから、投資家向けのガイドラインの参考資料として位置づけるなど、活用余地を広げてはどうか。
- ✓ グリーンリストの認知を広げるための活動を行うことで、グリーンリストが多岐にわたって活用されるようになるとよい。

### 対応の方向性

#### グリーンリストの活用に向けた対応方針について

- ✓ グリーンリストについては、グリーンボンド等のガイドラインの付属書として、2021年に環境省が策定したインパクトファイナンスにおける環境分野の評価ガイド「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」において、既に引用されているところ。
- ✓ 今後、HPにおける掲載方法の工夫、企業・自治体向けのセミナーでの紹介、業界団体向けの周知等を通じてグリーンリストの認知度を高め、多様な主体に活用されるように努めていく。

---

## 各分類に関する事項

※詳細は資料4参照

---

## 【No. 9】 循環経済の実現に関連する大分類

### WGにおける意見

#### ポイント：

- 資源循環に係る小分類間の違いがわかりづらい。

頂いたご意見の詳細：

- ✓ 小分類3-1と小分類9-1との違いが分かりづらい。

### 対応の方向性

#### 資源循環に関する小分類について

- ✓ 類似している小分類3-1と9-1の区分については、下記の通り整理する。本整理を踏まえ、今年度は小分類3-1にライフサイクルの各段階について明記した。次年度以降、これに応じた資金使途例のさらなる整理・追加を行う。
  - ✓ 3-1：循環経済の実現に資する事業関連
  - ✓ 9-1：循環経済の実現に限らず環境に配慮した製品やサービス関連

※詳細は資料4を参照

## 【No. 10】 生物多様性等の大分類

### WGにおける意見

#### ポイント：

- 生物多様性に関する小分類が陸域中心となっており、整理が必要。
- 現段階で発行事例が少ない大分類について、今後の改訂方法を検討する必要。

#### 頂いたご意見の詳細：

- ✓ 生物多様性について、グリーンリストでは全体的に陸域を中心に考えられていることから、陸・海・陸水を明確に分けて整理してはどうか。
- ✓ 自然資本に関する事業ニーズの発掘にはもう少し時間がかかるとだろう。例えば、大分類4について農業・林業・漁業に関わる方にヒアリングするのもよいのではないか。
- ✓ TNFDを踏まえた企業による情報開示の事例、企業の問題意識、専門家の知見を集約することで、グリーンリストを拡充できるのではないか。
- ✓ 来年度以降に大分類4～6など発行事例が少ない分類の議論を行う体制等の検討が必要。

### 対応の方向性

- ✓ 生物多様性関連の大分類5については、2023年度において、生物多様性国家戦略2023-2030と整合性を図る形で改訂を行う。※詳細は資料4を参照
- ✓ 当面は発行事例が多い大分類における検討を優先しつつ、来年度以降、企業や自治体へのヒアリング等を通じ、比較的発行事例の少ない大分類についての検討方策を構築する。

# 【No. 11】 GHG削減に資する技術や製品の研究開発・実証

## WGにおける意見

### ポイント：

- ・ 小分類9-2の位置づけの整理が必要ではないか。

### 頂いたご意見の詳細：

- ✓ 大分類9の「サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」の中に位置づけることにつき違和感があり、位置づけを検討したほうがよい。
- ✓ 小分類9-2の研究開発について、実務的な観点では研究開発段階の技術であっても、最終的に世の中に出た際に生じうる効果を確認することを踏まえて、研究開発段階と実用段階の技術を分けなくてもよいのではないか。
- ✓ EUタクソノミーにおいては、研究開発は市場において実用化されていない技術であっても、成熟度が高く実用化した暁には顕著な温室効果ガス排出削減を達成し、かつネガティブな効果を及ぼさないとの条件の下でサステナブルな活動に資するものとしている。この考え方を参考に、実用化した際に従来技術を代替し顕著なGHG削減効果を示すことができると発行体がフレームワークの中で示すことができる場合は、グリーン適格と考えられるのではないか。
- ✓ 小分類9-2だけをみると水素・アンモニアを使った発電がいかにサーキュラーエコノミーに対応したものと解釈できうるが、実務としては適切な小分類に捉え直して評価している。他方で、小分類9-2には内容が盛り込まれ過ぎているため、どの大分類に紐づくものなのかを見直してはどうか。
- ✓ 小分類9-2について、水素・アンモニア、省エネや汚染と防止、温室効果ガスの排出抑制など、他の分類にも記載していく必要があるのでは。
- ✓ 小分類9-2について、SAFを例示することについて、廃棄物原料由来のSAFはボリューム等の観点から現実的需要を満たすことが難しい点に注意したほうがよい。
- ✓ 小分類9-2について、水素の製造について実現可能性に留意すべき。具体的には、国内では廃棄物発電由来の水素製造を念頭においた議論があるが、需給バランスなど全体的な視点が欠けている。

## 対応の方向性

- ✓ 大分類9にGHG削減に資する技術開発プロジェクトを位置づける国内外の資金調達事例があるため、現状の記載を維持する。一方、LMA等が策定するグリーンローン原則において、2023年の改訂時に「Green Technologies (such as carbon extraction technologies and energy storage systems)」という新規項目が追加されたことを受け、大分類のあり方について、ICMAと対話を行っていく。

---

**その他、小分類等に関する  
具体的な追記・修正について**  
※詳細は資料4参照

---

# その他、小分類に関する具体的な追記・修正について

※詳細は資料4参照

WGにおける意見の概要	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 河川に関する小分類、指標、ネガティブな効果について見直しが必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国内の発行事例や各種計画・戦略に加え、ICMAのレポートリングハンドブック等の国外の文献についてレビューを行い、これを踏まえて改訂を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大分類2において5G・ICTを小分類に追記を検討するにあたり、どのような環境改善効果やネガティブな効果を及ぼすのか留意が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ネガティブな環境効果に運用時のGHG排出量の増加等、ライフサイクル全体を考慮する必要があることを追記する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ヒートポンプは利用目的によって該当する小分類が変わる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「ヒートポンプ」についてはすでに大分類2の指標に例示されているため、大分類2に該当する整理とし、現時点で新たに他大分類への追記は行わない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大分類7 持続可能な水資源管理について、ICMAのガイドライン等を踏まえて追記するとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 発行事例やICMAのガイドライン等のレビューを行い、これを踏まえて小分類の追記・修正を行う。</li> </ul>